

令和5年度 標茶町立虹別小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの認知

(1) いじめの定義（北海道いじめ防止基本方針）

「いじめ」とは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 本校では全ての教職員が「いじめの芽はどの児童にも生じうる」という緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
 - ・教職員だけでなく、全ての関係者が連携していじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りや温かな人間関係を築き、様々な手段を講じて未然防止と早期発見・早期解決に当たる。
 - ・全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むことはもとより、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせる。
- ③ いじめはすべての児童に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組めるよう、全ての教職員が日常的に児童に関する情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わることを踏まえて対応する。
 - ・事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。
 - ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・発達障害を含む生徒等、特に配慮が必要な生徒に対して適切な支援を行う。
 - ・いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方は決して認めない。

(3) いじめの解消

いじめが解消している状態として次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合にあっても、必要に応じ、被害児童と加害児童の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

- ① いじめに係る心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月を目安として相当期間継続して止んでいること。
- ② 被害児童本人及び保護者に対し確認した結果、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) 学校評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関する取組について
- ② いじめの早期発見、早期解決に関する取組について

2 いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。 道徳の

時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりや温かな人間関係を築く取組

- ① 児童会による「いじめストップ行動宣言」の取組～いじめ問題に関する児童の理解を深め、自分たちにできることを考える。
- ② 児童会による「いいことボックス」の取組～全校児童が、「いいことボックス」を通して、友達のよいところや感謝の気持ちを伝え合い、温かい心の交流を図る。
- ③ 児童会による「あいさつ運動」の取組～児童同士のみならず、教職員や地域の方と心のこもった明るいあいさつを実践し徹底する。
- ④ 教育活動全体を通じた児童との触れ合い～小規模校のよさを生かして、全教職員が全校児童と触れ合う機会を大切にする。
 - ・児童と共に清掃活動 ・短学活指導や給食指導 ・休み時間の様子
 - ・児童と共に取り組む各種行事（運動会、学芸発表会、バス遠足…）など
- ⑤ 道徳や体験活動を通じた実践力の育成～規範意識や集団の在り方、いじめ防止について学習を深め、学校生活における実践化を図る。
- ⑥ 正しい言葉遣いの実践～相手の立場を考えた言葉遣いを実践させ、お互いを大切にする心を育む。授業中の教師の言葉もいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人ひとりの個性や良さを認め合う授業～自分の想いや考えを表現し、伝えることの大切さとそれぞれの表現の違いを受け止め、その個性や良さを認め合う授業を展開する。また、自分と他人の違いを理解し、尊重しようとする意識や感性を育成する。
- ② わかる楽しさ、できる喜びを実感できる授業～小規模校だからこそできるきめ細かい指導を行い、わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ③ 異学年児童と交流する「虹っ子班活動」～「餅つき」「交流給食」「読み聞かせ」などで異学年交流を行い、人とふれあう喜びと自己有用感の高まりを感じ取らせる。

※いじめ未然防止のための「年間プログラム」

期	月	町・道の取組	学校における取組
前 期	4月		・いじめ防止基本方針の確認(教職員) ・いじめ対策委員会（取組み内容の検討、年間計画の作成） ・新年度学級学年児童の実態交流 ・いじめ防止基本方針の説明（保護者）
	5月	町いじめアンケート(第1回) 取組状況調査①	・いじめ防止基本方針（概要）の説明（児童） ・いじめアンケートの実施 ・個別の教育相談
	6月	対応状況調査①	・いじめ対策委員会
	7月	いじめ調査リーフレット配付① 町授業力向上研修会	・いじめ撲滅宣言（児童会） ・調査結果に基づく学級指導 ・防犯教室
	8月	ネットパトロール講習会実施	・I-Check の活用方法についての研修 ・長期休業後の児童の実態交流
	9月	対応状況調査② ネットパトロール前期報告	・情報モラル教室

後 期	10月	いじめ根絶一学校一運動リーフレット 発行	
	11月	どさんこ☆子ども地区サミット 町いじめアンケート(第2回) 取組状況調査②	・いじめアンケートの実施(第2回) ・個別の教育相談 ・いじめ対策委員会
	12月	対応状況調査③ 町総合質問紙 I-Check	・調査結果に基づく学級指導 ・いじめ根絶子ども会議への参加
	1月	いじめ調査リーフレット配付②	
	2月	町いじめ根絶子ども会議	・長期休業後の児童の実態交流
	3月	ネットパトロール後期報告	・年度反省と次年度の展望
	日 常 の 取 組	・夕方の打ち合わせ、会議、研修における児童実態交流 ・教育活動全体を通じた児童との触れ合い (児童と共に清掃、短学活・給食指導、休み時間の様子、各種行事等) ・挨拶運動の取り組み(児童会) ・「いいことBOX」の取り組み(児童会) ・正しい言葉遣いの実践(キャリア教育) ・ネットパトロールの実施(学期ごと)	

3 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見のための教育活動の充実

- ① 情報共有と即時対応～夕方の打合せや学年団、職員室で、気になる児童について教職員間で情報交流し適切な対応に努める。
- ② 児童の声に耳を傾けるアンケート等の実施～生徒の様々な悩みや困り事を把握するためにアンケート等を行い、適切な対応に備える。
- ③ 教育相談、生徒指導交流の充実～多様な教育相談の方法を工夫する。また、教師の児童を見る目を磨き、情報の共有化を図る生徒指導交流の充実を図る。
- ④ 児童との積極的な交流の機会の充実～登校時や休み時間、清掃活動時などに児童と積極的に関わり、児童の些細な変化に気付くことができるようにする。
- ⑤ 児童による自主的な活動の推進
児童同士がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的な活動を推進する。
- ⑥ インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育の充実
インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に大きな被害を与える危険性について、外部講師を積極的に活用するなどして啓発する。
- ⑦ いじめ問題発生時の危機管理マニュアルの共通理解と徹底、組織として解決に向かう手立てを確立する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 気になる事案が発生した場合には、家庭への連絡を密にしてい。家庭からの情報も得るなど、学校と家庭間での双方向の情報交流を図る。
- ② 日頃から保護者との会話や挨拶を交わしたり、地域行事に参加したりすることで保護者や地域との信頼関係を高める。また、積極的に地域行事に参加し、地域での児童の様子の把握に努める。
- ③ 人権教室、防犯、情報モラル教室の実施など、外部人材や専門機関を積極的に活用する。
- ④ 標茶町で行ういじめアンケートや児童生徒質問紙、地域に向けたいじめ防止標語の取組、ネットパトロール、健全育成会など、様々な関係機関との連携を図り情報共有に努める。

4 いじめの対応

(1) 「いじめ対策委員会」 ※必要に応じて職員会議の議題に位置付ける

- ① 本校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に関わる取り組みの推進を行う。
- ・ 未然防止に向けて、児童の現状や指導についての情報交換、共通行動について話し合う。
 - ・ いじめを認知した場合、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉・校長・教頭・教務主任・指導部長・(該当)学級担任・養護教諭等
〈取組内容〉
 - ・ 事実関係の精確な調査、把握と町教委への報告
 - ・ 被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を決定
 - ・ 保護者や関係機関と連携をとりながら、いじめの解決指導
 - ・ 事態収束まで継続指導、経過観察等とする。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②の場合をいう。

- ① いじめにより本校の児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき。
② いじめにより本校の児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。

※いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることとする。

(2) 重大事態が発生した場合、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、町教委に報告し協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(標茶町子供いじめ防止条例：「いじめ問題対策協議会」)

(3) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ(添付資料参照)などは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(4) 重大事態を認知した際には、何よりも被害児童を徹底して守り抜くとの意識の下、医療機関等とも協力しつつ、ケース会議を速やかに開催し、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生(被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等)を防ぎ、傷ついた心のケアを行う。

(5) 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる。加害児童が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、加害児童や保護者に対し、SC・SSWを活用して指導だけでなく適切な支援を行う。

(6) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 （刑法第 208 条）	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 （刑法第 204 条）	第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ （刑法第 176 条）	第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第 202 条)	第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。
○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制	第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以

指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)	下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。 2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。 5 （略） 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に
---	----------------------------------	--

		処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。 7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略） 8 （略）
○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）	第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。 3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 4・5 （略）